

◇ 早稲田大学情報生産システム研究センター研究員および研究助手内規

<目的>

第1条 本内規は、早稲田大学情報生産システム研究センター(以下「IPS 研究センター」という。)において社会との連携を背景とした研究の遂行にあたり、学外より優秀な研究者の参画が得られることを目的として、IPS 研究センターの常勤・非常勤扱いの研究員および研究助手の資格、待遇、嘱解任、職務等に関する事項を定める。

<研究員の種類>

第2条 IPS 研究センターの研究員および研究助手は、大学の「研究員の受入に関する規則」による上級研究員、主任研究員、次席研究員および「研究助手の受入に関する規則」による研究助手とする。

2 常勤扱いは、上級研究員・主任研究員・次席研究員・研究助手の4種、非常勤扱いは、客員上級研究員・客員主任研究員・客員次席研究員の3種とし、常勤扱いは在任中 IPS 研究センターにおける研究活動に専念するものとする。

<職務>

第3条 研究員および研究助手は、IPS 研究センターの研究を分担することを主務とする。

2 研究員および研究助手は、年度ごとに研究成果を、IPS 研究センター所長に報告しなければならない。

<資格基準>

第4条 常勤・非常勤扱いとも研究員の資格基準は、大学の「研究員の受入に関する規則」の第2条、研究助手の資格基準は「研究助手の受入に関する規則」に従うが、詳細は別に定める。

<待遇>

第5条 研究員の給与は大学の「研究員の給与に関する規程」、研究助手の給与は「研究助手給与規程」に基づく。

2 旅費、研究費等、その他の手当てについては大学の規約による。

<受入期間>

第6条 研究員および研究助手の受入期間は、常勤、非常勤扱いとも1年以内であるが、当該研究の存続期間内において受入を更新することができる。

<給与等の財源>

第7条 研究員および研究助手の給与・報酬等の支給については、研究員の関与する研究費を財源とする。

<受入手続>

第8条 研究員および研究助手の嘱任申請は、候補者の経歴、業績、IPS 研究センターにおける研究計画と役割等に基づいて行う。

2 候補者の受入に関する審議と決定の手順については別に定める。

3 研究員および研究助手の受入にあたり、その資格、待遇、任期、職務等に関する確認を行う。

<嘱解任>

第9条 研究員および研究助手の嘱解任は、情報生産システム研究センター管理委員会で承認し、情報生産システム研究科運営委員会の議を経て、大学が行う。

改正 2011年10月24日